

答 申 第 2 4 号

平成 25 年 12 月 5 日

仙台市教育委員会 様
(教育局学校教育部教育指導課)

仙台市個人情報保護審議会
会 長 飯 島 淳 子

仙台市個人情報保護条例第 41 条の規定に基づく諮問について (答申)

平成 25 年 4 月 11 日付 H25 教学指第 118 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 3 0 号 「仙台市立〇〇〇高等学校 仙台市立〇〇〇中学校 〇〇〇の記録の一切」の
個人情報一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申
(諮問第 30 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、「仙台市立〇〇〇高等学校 仙台市立〇〇〇中学校 〇〇〇の記録の一切」の開示を請求したのに対し、実施機関は平成 25 年 1 月 11 日付で「高等学校生徒指導要録」ほか 32 件の公文書に記録された個人情報について開示決定を、「〇〇〇に関する指導の記録」ほか 6 件の公文書に記録された個人情報について一部開示決定を、それぞれ行った。

本件異議申立ては、実施機関の行った一部開示決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述で主張している異議申立ての理由は、概ね次のように要約できる。

申立人が仙台市立〇〇〇高等学校（以下「〇〇〇高校」という。）に在籍していた当時、申立人は、教員 1 名から体罰を受け、また別の教員 1 名により個室に入れられ、ビデオ撮影をされようになった。本件において実施機関は、これら両教員を含む 3 名の関係教員の年齢を非開示としたほか、その住所及び生年月日並びに申立人以外の生徒の氏名（姓のみである場合を含む。以下同じ。）を非開示とした。

申立人は、これら関係教員の年齢以外の情報が個人情報に該当するものとして非開示とされたことには異議はない。しかし、申立人に体罰等を行った教員 2 名の年齢は開示されるべきである。条例上、公務員の氏名、職名等は個人情報であっても開示されるべきとされているが、年齢はこれら開示されるべき情報にはあらず、原則どおり個人情報として非開示とされるとの説明は受けた。しかし、教員を他の公務員と同じように考えることは妥当ではない。

本件において一部開示された「教職員の事故について（報告）」等を見ると、そこに記載されている申立人及び申立人の法定代理人（以下「申立人代理人」という。）の言動は事実と反する。文書の作成者も明記されておらず、申立人から見ると怪文書のようなものである。このようなものが学校から実施機関に提出され、公文書として取り扱われている。その内容の真実性を確認するために開示を求めると教員の情報は非開示とされる。生徒や保護者は家族に関する情報を何から何まで学校に提供しているのに、学校は個人情報であることを理由に教員の情報を開示しないのでは、信頼関係は築けない（申立人は、年齢が非開示とされた 3 名の関係教員のうち 1 名についてはその年齢の開示を求めない。それは、その教員との信頼関係のもとで、申立人代理人がその教員から既に年齢を聞かされているからである。）。生徒に対する暴力や個室でのビデオ撮影という行為は、常識では考えられないものである。このような行為があった場合でも、個人情報であることを理由に行為者である両教員の年齢までも非開示とされるのであれば、学校は教員が守

られた中で暴力が許される場所となり、それでは学校と生徒・保護者の信頼関係は築けない。個人情報取扱いについて、教員と教員以外の公務員とを全く同じように考えるのは妥当とはいえない。

現在、体罰は大きな社会問題となっている。学校内での教員の言動に深く傷つき、自ら命を絶つという、残酷で、あまりにも悲しく理不尽なことが全国で起きている。申立人代理人は、こうした学校のあり方を変え、一人でも多くの子どもの助けたいと考え、申立人が受けた体罰等に関する記録本の出版を計画している。そのためには、事実にはできるだけ即した形で本を出版することが必要であると申立人代理人は考えており、体罰等を行った教員について氏名をとまでは言わないが、せめて年齢は書中に掲載したい。

申立人代理人は、学校との信頼関係を取り戻したいがために申立人への体罰等があった後に学校を訪ねていった。その際に不法侵入であると言われ、暴力も受けた。学校及び関係教員2名に対し、直接、出版の趣旨を説明し、年齢を教えてもらい、本に掲載することの了解を得たいとも考えたが、不法侵入と言われ暴力も経験した後は、学校を訪ねるのは怖いし、手紙や電話で依頼しても良い返事はもはや期待できない。本件異議申立てによりぜひとも開示を受けたい。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、次のとおりである。

本件一部開示決定において実施機関が非開示とした情報は、申立人が述べるとおりである。

これらの情報のうち申立人以外の生徒の氏名が申立人以外の個人を識別できる情報であることは明らかであり、実施機関は、条例第17条第2号に該当する情報としてこれを非開示とした。ただし、氏名を非開示とした生徒と申立人が同席していた場合など、申立人が非開示部分に記録された生徒の氏名を知っていたことが明らかであると認められる場合は開示している。

また、関係教員の住所、生年月日及び年齢に係る情報も申立人以外の個人に関する情報である。これら教員は公務員であり、同号ただし書きは、公務員等の個人情報及び職務の遂行に係る情報であるときは、公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に関する部分は非開示とすべき個人情報に該当しない旨を規定するが、住所、生年月日及び年齢は職務遂行の内容に関する情報にはあたらない。なお、〇〇〇高校においては教員の住所、年齢等を公表しておらず、同号ただし書きが規定する「法令等の規定により又は慣行として開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」にも該当しない。また、関係教員の住所、年齢等を開示することが人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要であるともいえないから、これら情報は、同号ただし書口にも該当しない。そのため実施機関は、関係教員の住所、生年月日及び年齢に係る情報についても同号に該当するものとして非開示とした。

5 審議会の判断

本件において申立人が異議を申し立てているのは、関係教員2名の年齢が非開示とされたことについてのみであり、当審議会としてもこの点について審議することとした。

(1) 関係教員の年齢に係る情報の条例第17条第2号該当性について

申立人は、公務員の年齢に係る情報が条例第17条第2号に規定する個人情報であると認め、たうえて、体罰等を行った教員の情報が個人情報であることを理由に非開示とされれば、学校

は暴力を働く者が守られる場所となるので、教員である公務員と教員以外の公務員とで非開示とされるべき個人情報の範囲を同様に扱うのは妥当でなく、せめて教員の年齢は開示されるべきであると主張している。

しかしながら、同号ただし書きハは公務員についてその職種により異なった取扱いをする旨を規定しておらず、教員である公務員の年齢も他の公務員の年齢と同様に個人情報として非開示とされるべきである。また、実施機関によれば、〇〇〇高校において教員の年齢を公表する慣行はないとのことであり、申立人も、関係教員1名の年齢を、当該教員と申立人または申立人代理人との間の信頼関係のもとで知らされたといっていることから、教員の年齢が同号ただし書きイに該当する情報であるとは認められない。さらに、仮に申立人が、教員の年齢は同号ただし書きロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当すると主張しているのだとしても、本件一部開示文書において関係教員の職名、氏名等の情報は開示されており、さらに年齢が開示されなければ、学校は体罰等が生じやすい場所となり、ひいては児童生徒、保護者等の生命、生活等を脅かすとはいえないから、教員の年齢が同号ただし書きロに該当する情報であるとは認められない。

したがって、当審議会は、教員の年齢は同号に該当し、非開示とされるべきであると判断する。

(2) いわゆる裁量的開示の必要性について

申立人代理人によれば、現在体罰に苦しんでおり、又は将来体罰を受けるかもしれない児童生徒の助けになりたいとの思いから、申立人が受けたとする体罰等の行為に関わる一連の記録を本にまとめ、出版することを計画しているとのことである。そして申立人は、可能な限り正確な記録として出版することによって社会に対する問題提起となることが児童生徒の助けとなるのであり、そのためには、教員の年齢を記載し、記録内容をより正確なものとする必要があると主張しているように見受けられる。

当審議会は、かかる申立人の主張は、教員の年齢に係る情報が非開示情報に該当するとしても、より優越する利益のために実施機関の裁量により特別に開示する、いわゆる裁量的開示を行うことを求めるものであるようにも解されうるので、この点についても検討することとした。

条例第19条が規定する、いわゆる裁量的開示は、他人の個人情報等の非開示情報に該当する情報であっても、個々の事例における特殊な事情を考慮し、実施機関において、個人の権利利益の保護がこれを非開示とする利益に優越し、特に開示する必要があると認めるときは、実施機関の高度の行政的判断により開示することができるものである。したがって、裁量的開示の要否の判断は実施機関の裁量に委ねられており、裁量的開示を行わなかったことが問題となるのは、実施機関がその裁量権を逸脱し、又は濫用したと認められる場合に限られる。

本件において申立人は、教員の年齢を記載することにより記録本の正確性が増し、ひいては記録本の訴求力が増すと主張するようであるが、記録の正確性や真実性は、単に個々の教員の具体的な年齢の記載の有無によって左右されるものであるようには思われない。そのため、個人情報を非開示とすることにより保護される利益に優越する利益の内容も判然としないから、当審議会としては、実施機関が裁量的開示を行わなかったことについて、裁量権の逸脱・濫用があったとは認められないと解する。

(3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 30 号)

年 月 日	内 容
平成 25. 4. 11	・ 諮問を受けた
25. 4. 23	・ 実施機関（教育局学校教育部教育指導課）から理由説明書を受理した
25. 5. 15	・ 申立人から意見書を受理した
25. 6. 25	・ 申立人から意見書添付書類の補足分を受理した
25. 6. 27 (平成 25 年度第 2 回 個人情報保護審議会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
25. 7. 26	・ 申立人から意見書添付書類の補足分を受理した
25. 7. 31 (平成 25 年度第 3 回 個人情報保護審議会)	・ 申立人から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
25. 8. 29 (平成 25 年度第 4 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
25. 10. 3 (平成 25 年度第 5 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
25. 11. 14 (平成 25 年度第 6 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った